



# 知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

## 10年度方針を採択 第19回定期大会開催される 新執行部を選出

### 勤務時間の更なる適正化を求めて

三月二十日、アイプラザ半田において、知教労第十九回定期大会が開催されました。今回の大会は、今まで一月に行われてきた定期大会を、年度の節目に合わせてしようと三月のこの時期にした試みの大会でした。

大会では、はじめに岡田書記長から総括がなされました。その中で、労働安全衛生法にもとづく勤務時間の記録と、勤務の割り振りについて、それぞれ昨年度より格段に前進した状況が報告されました(記録簿の設置は、三月初めの段階で、百十六校中八十校、割り振り簿は、六十七校)。同氏は、「勤務時間の記録と割り振りは、県内でも知多地区が最も進んだ状態である。これは、知教労が道理を通して、

総括を報告する岡田書記長



調査活動や情宣活動を続けてきた成果だ」と述べました。

二〇一〇年度方針では、岩澤委員長から、現状にとどまらず、サービス残業を根絶し、教員の過労死をなくす取り組みを更に着実に進めていくことや、学閥による人事がいまだに横行している現状を変えていくことの必要性が提起されました。

### 活発な討論、運動方針案などを可決

参加者からは、活発な質疑や意見が出されました。特に、「部活動の指導が半ば強制的になっ

ていたり、それにのめりこまされていく現状が勤務時間の適正化の妨げになっている。」という報告や、「退職校長の(幼稚園の園長などへの)『天下り』の問題」が次々と発言されました。

大会は、決算と予算の審議と議決を行った後、一〇年度の役員と愛教労定期大会代議員の選挙が行われました。

選出された十一名の新役員からは「愛教労と知教労のパイプ役になりたい。」「機関紙を更に充実させていきたい。」など決意表明がなされました。また、一〇年度から、愛教

### ごあいさつ 第19回定期大会を終えて

第19回大会を終え、8期目の執行委員長を務めることになりました。これまで1月開催だった定期大会を3月末に移動したため、組合の節目と年度代わりが一致するようになりました。学校や行政の動きに合わせて組織運営が効率的に行われることが期待されます。

2009年度の知教労は、労働時間・出退勤時刻の記録の問題で大きな力を発揮しました。県下他地区に先駆けて知多地区で一気に出退勤時刻の記録が進んだことにより、県教委を動かすことにもつながったと思われま。大会でも確認されたように、今年度はそれらを確実に運用させ、実効性のある制度にしていく運動が求められます。また他にも改憲派の動きから九条を守り抜くことや教員評価制度、教員免許更新制などの教員支配強化の動きにも予断の許されない状況です。

そして同様に力を入れなければならないのが、内なる課題、組織強化の問題です。大量退職時代の影響は知教労、また愛教労の活動にも影響を及ぼし始めています。私たちは、これまで築き上げてきた運動の価値を広く伝え、その価値を永く保っていかなければなりません。そのためには、今ある知教労の組織のなかで、一人ひとりの組合員がそれぞれ組合の「価値」を支える役割を果たすことが重要です。忙しい日常ではありま

すが、知教労運動という宝を私たち自身の誇りで支えていこうではありませんか。



岩澤委員長

方針案を採択する参加者



労の専従組合員として新たな闘いの発展を目指す内田保愛教労議長を皆で支えていこうとする特別提案がなされ、成功裏に幕を閉じました。



新教育課程への移行時期が来た。以前は高学年のテスト前には、「テスト勉強しなさい」くらいの言葉で済ませてきたが、今はテスト用のまとめプリントを準備している▼管理職は、「学力を伸ばすために、家庭学習を十分準備するように」とおっしゃる。毎日の本読みと漢字練習の上にプリントを配布するとなると、準備と点検だけでえらいことだ

▼先日、二〇一〇年度に向け、各科の時間数の一覧表作りをさせられた。やっぱり、かなり増えている。高学年は6時間授業が週4日になるという。ということからは、毎日4時過ぎにならないと、プリント作りも授業準備も学年の仕事もできないということだ▼ある子が「先生って、給料減らないからいいって、父さんが言ってた。」と話しかけてきた。何、この誤解……。その瞬間、「先生は給料減って、仕事は増えて残業手当もつかなくて大変だよって家に帰ったらお父さんに言ってる。」と吠えてしまった私。4月からまた吠えてしまえそうだ。働きやすい職場にしていきたい。(K)

### 北から南から ～～ 支部だより ～～

#### 職場交渉で成果

3月11日、知教労と青海中校長との間で勤務時間についての職場交渉をもちました。青海中の松本時寛校長は知多半島で最も早い、2009年5月の段階で労働時間・出退勤時刻の記録を始めた校長です。交渉の前段階においても、予備交渉として要求内容の整理や、交渉の運営の詳細などについて確認がなされるなど、管理職として労働組合ときちんと対応する姿勢が随所にみられました。

交渉では5項目にわたって話し合いがなされましたが、特に大きな争点は昼の15分休憩の問題でした。1日の勤務割り振りの中で、「昼の15分の休憩が通常とりにくい状況にある」ため、8時15分から連続7時間45分勤務になった時点で、それ以上の拘束はできない。すなわち16時の時点で申し出れば勤務は解かれるのかどうか、という点で争いました。交渉の場でこのような「争い」がおこるのは当然ですが、松本校長は決して感情的にならず、理性的に論理をもって校長としての考えを主張する姿勢を終始貫きました。知教労側もこれに応じて法解釈の側面から論理をたたかわせ、実に「交渉」らしい交渉となりました。

実はこれが当然のことなのですが、これまでの多くの交渉・話し合いではなかなかこうはいかなかったのです。感情的な言動をとったり、破綻した論理をただ繰り返したり、法令に関する理解が乏しかったり、校長に一方面的裁可権があると勘違いしていたりする校長らと比べて、松本校長の言動はまさに優れた「管理職」のものだったと思います。

1時間あまりの議論の末、昼休憩が取れなかった場合は「個別の事例ごと校長により適切に判断」するとの決着をみました。合意内容を青海中の全職員に周知することも確認されました。 (I)

## 知ってるってつもい・Q&A

### 労働組合の大会や役員改選の規定は？

**Q** 年度替わりであるこの時期、いろいろな労働組合の大会が開かれています。大会を開催することや役員を選出することなどに関しては、法的なきまりがあるのでしょうか。

**A** 結論から述べますと、労働組合の大会や役員選出は、法律によって規定されています。

労働運動の柱となる法規の一つに、労働組合法という法律があることはご存知かと思います。この第5条に「労働組合の規約に含まなければならない規定」として

- ・総会は少なくとも毎年1回開催すること。
- ・単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること。

という項目があります。このように「必ず組合規約で文章化しなさい」という間接的な方法で大会の開催や役員の選出方法を義務づけています。これに基づいて、年度替わりのこの時期には、多くの組合で大会が開かれるのです。

これは、もちろん労働組合を民主的に運営していくためのもので、半強制的な動員のもとで形式的に開かれるのでは意味がありません。知教労では、年に一度の大会を組合員の声を集約した意志決定の場として、活発な討議と民主的な運営をしています。



### 顧問弁護士契約を地元弁護士会に変更

#### 名古屋第一法律事務所から

#### リブレ半田事務所へ

知教労の顧問弁護士事務所がこの3月に変更となりました。かつて指導力不足教員認定の問題で尽力いただいた第一法律事務所の契約を解除し、地元のリブレ半田事務所と新たに顧問弁護士契約を締結しました。リブレ半田は、2007年10月知多半田駅前開設された法律事務所です。

リブレ「LIBRE」とはスペイン語で「自由な、気楽な、大胆な」という意味です。現在3人の弁護士が所属しており、そのうち柘植直也弁護士は「追い出し屋」の被害者を救う活動を展開し、マスコミでも紹介されています。

#### ※追い出し屋

家賃を滞納した人の家財を、合いカギを使って運び出して処分。カギを取り替えて賃借人を閉め出し、家賃の支払いを脅迫的に迫る行為。暴力団関係者が関わることが多い。

私たちの地元、知多半島に事務所があることが最大のメリットです。大きな訴訟の問題はなくとも、労働・教育関連法規に関する相談をもちかけるなど活用していきましょう。

〒475-0857 愛知県半田市広小路町16番地

知多半田ステーションビル4F

弁護士法人リブレ半田事務所

電話 0569-84-3489

Fax 0569-32-8353

### 連帯する組合の活動紹介

#### 労働条件を法に近づける

知教労の活動紹介

長らく皆さんにお届けしてきた連帯組合の活動紹介コーナーは、今回は最終回になります。そこで、最後は自分たちの組合である知教労を紹介することにします。

知多地区は、他の地区から見れば「うらやましい」「進んでいる」と見られていることがいくつかあります。

その一つが「始業・終業時刻の記録簿」です。これは平成13年度からすべての事業場で行なわれていなければならないはずの記録簿ですが、県は消極的で、実施しているのは一部の学校などに限られていました。しかし、知教労が各市町教委や校長会長と話し合い、ニュースで知らせるなどして、実施する学校が6割ほどになりました。愛知県も遅ればせながら3月に各学校に通知を出しました。4月からはほとんどの学校で記録が始まるはずですが、

「勤務の割振り変更記録簿」も同様です。会議などで超過勤務をしたときに、勤務時間を調整するために記録するもので、まだ県下では、実施している学校はほとんどありません。知多では、残り4割ほどの学校にも広げていくのが課題になっています。

人事異動についても知教労は創立時から「本人の直筆」、「希望と納得を尊重する」を重視し、知多教育事務所の管理主事との話し合いを行なってきました。しかしながら、記入は3市町と確認したにもかかわらず6市町を書くように指示された人もいました。

紙面の都合で一部の簡単な紹介だけになりました。次回からは、新しいコーナーがスタートする予定です。引き続きご愛読をお願いします。